

岐阜県建設工事成績評定要領

（目的）

第1 この要領は、岐阜県が行う請負契約による建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2 この要領における用語の定義は、岐阜県建設工事検査要領第2に定めるところによるものとする。

（評定の対象）

第3 評定の対象は、1件の最終契約金額が500万円を超える建設工事とする。

ただし、次に掲げる（1）から（4）に該当する場合は、評定を省略することができる。

- （1） 応急仮工事
- （2） 土砂撤去などの応急本工事
- （3） 災害協定に基づく緊急工事
- （4） 草刈り、伐採、清掃、除雪などの維持業務

（評定者）

第4 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、岐阜県建設工事検査要領第9により指定された検査員、及び岐阜県建設工事監督要領第7により指定された監督員とする。

（評定の方法）

第5 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

2 評定の採点は、細目別評定点採点表（工評定様式2号）により算出し、工事成績評定表（工評定様式1号）により行うものとする。

3 「創意工夫」、「社会性等」については、受注者から提出された実施報告書（工評定様式6, 7号）を総合的に判断して加点点評価するものとする。

また、「工事特性」については、施工条件等への対応状況により加点点評価するものとする。

（評定の時期）

第6 検査員は完成検査、中間検査及び出来形検査を行ったとき、監督員は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

ただし、再検査、及び出来形率が低く評定するに足りない場合は除くものとする。

（評定表の提出等）

第7 検査員は、評定を行ったときは工事成績評定表（工評定様式1号）を検査結果報告書（工検様式3号）に添えて、検査権者に提出するものとする。

2 完成検査を行った検査員は、評定点を公共事業執行支援システムに速やかに入力するものとする。

（評定結果の通知）

第8 検査権者は、検査員から完成検査後に工事成績評定表（工評定様式1号）の提出があったときは、遅滞なく評定結果を工事成績評定結果通知書（工評定様式3号）及び項目別評定点表（工評定別表―1）により、当該工事の受注者（本庁検査の場合は、受注者及び工事所管機関の長）に通知しなければならない。

（評定の修正）

第 9 検査権者は、第 8 の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 検査権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を工事成績評定結果通知書（工評定様式 3 号）及び項目別評定点表（工評定別表—1）により、当該工事の受注者（本庁検査の場合は、受注者及び工事所管機関の長）に通知しなければならない。

（評定の閲覧）

第 10 工事所管機関の長は、受注者あての工事成績評定結果通知書（工評定様式 3 号）の写しを閲覧に供しなければならない。

（説明請求）

第 11 第 8 又は第 9 により通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 1 4 日（「休日」を含む。）以内に、書面により工事所管機関の長に評定結果について説明を求めることができるものとする。

（説明請求に対する回答）

第 12 工事所管機関の長は、受注者から評定結果について説明を求められたときは、当該受注者に対して遅滞なく書面（工評定様式 4 号）により回答するとともに、本庁機関に報告するものとする。

2 工事所管機関の長は、前項の回答をするときは、工事等成績評定評価委員会で検討するものとする。

3 前項の工事等成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

（再説明請求）

第 13 第 12 の回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して 1 4 日（「休日」を含む。）以内に、書面により本庁機関に再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第 14 第 13 の再説明請求を受けた本庁機関の長は、当該受注者に対して書面（工評定様式 5 号）により回答し、工事所管機関の長に通知するものとする。

2 前項の回答をするときは、工事等成績評定審査委員会の審議を経るものとする。

3 前項の工事等成績評定審査委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

（実施細目）

第 15 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な細目は、技術検査課長が定める。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 7 月 3 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

(工評定別表－１)

工事番号：

工 事 名：

項 目 別 評 定 点 表

評 価 項 目	細 別	評 定 点 ／ 満 点
1. 施 工 体 制	I. 施 工 体 制 一 般	＊ ＊ ＊ ／ 3.3点
	II. 配 置 技 術 者	＊ ＊ ＊ ／ 4.1点
2. 施 工 状 況	I. 施 工 管 理	＊ ＊ ＊ ／ 13.0点
	II. 工 程 管 理	＊ ＊ ＊ ／ 8.1点
	III. 安 全 対 策	＊ ＊ ＊ ／ 8.8点
	IV. 対 外 関 係	＊ ＊ ＊ ／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出 来 形	＊ ＊ ＊ ／ 14.9点
	II. 品 質	＊ ＊ ＊ ／ 17.4点
	III. 出 来 ば え	＊ ＊ ＊ ／ 8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	＊ ＊ ＊ ／ 7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	創 意 工 夫	＊ ＊ ＊ ／ 5.7点
6. 社会性等(加点のみ)	地 域 へ の 貢 献 度	＊ ＊ ＊ ／ 5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		＊
8. 簡易型総合評価 履行確認(減点のみ)		＊
評 定 点 合 計		＊ ＊ ＊ ／ 100点

受注者名

(工評定様式 3 号)

令和 年 月 日
第 号

受 注 者
(工事所管機関の長) 様

検 査 権 者

工事成績評定結果通知書

岐阜県建設工事成績評定要領に基づき下記工事について評定した結果を通知します。

記

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名 工事
- 3 工 事 箇 所 地内
- 4 工 期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 5 完成検査年月日 令和 年 月 日
- 6 評 定 点 点 (工事の種類 (公告又は指名))
(修正評定点 点 【評定点が修正された場合のみ】)

受 注 者 の 受 領 日	令和 年 月 日
受領者の職氏名・印 (署名のみでも可)	

※ 受注者は、評定内容に疑問がある場合には、本通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む)以内に、書面により工事所管機関に対し説明請求することができます。

(工評価様式4号)

令和 年 第 号
月 日

受注者様

工事所管機関の長

工事成績評価に係る説明書

令和 年 月 日付けで説明を求められた工事成績評価内容について、
下記のとおり回答します。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 疑問に対する回答

(工評定様式 5 号)

令和 年 月 日
第 号

受 注 者
(工事所管機関の長) 様

本庁機関の長

工事成績評定に係る再説明書

令和 年 月 日付けで再説明を求められた工事成績評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

1 工 事 番 号 第 号

2 工 事 名 工事

3 疑問に対する回答